

1月1日から平成23年3月31日まで

# 「住基カード」が無料で取得できます

今がチャンスです



住民基本台帳カード(住基カード)とは、希望者に対して、市区町村が交付している安全性に優れたICカードです。

このカードがあれば、自分の住民票の写しが全国どの市区町村でも取得できるほか、転入・転出の手続きの簡素化も図れます。また、顔写真付きの住基カードは、運転免許証などと同様に公的な身分証明書として利用できます。

現在、住基カードの取得には、5000円の交付手数料がかかりますが、1月1日から平成23年3月31日までの間、交付手数料が無料になります。

この機会に、ぜひ、住基カードを取得してください。  
**《問合せ》** 市民課市民係 ☎21-9015 または各総合支所 市民生活課

## 申請・交付方法

▽受付時間 午前8時30分～午後5時30分(土・日曜日・祝日、年末年始は除く)

▽申請窓口 市民課市民係および各総合支所市民生活課

▽申請できる方 市の住民基本台帳に登録されている方(申請者本人、法定代理人または任意代理人)

### ▽申請時に必要なもの

- ・印鑑
  - ・6カ月以内に撮影したパスポート規格(縦45ミリ×横35ミリ)の写真(顔写真付きの住基カード希望者)
- ※申請窓口で無料撮影もしています。

▽交付できる方 申請者本人および法定代理人(原則、任意代理人には交付できません)

せん)

### ▽交付時に必要なもの

- ・印鑑
- ・照会書(回答書)
- ・本人確認資料(運転免許証、保険証、年金手帳など、公的機関が発行したもの)
- ※暗証番号の入力のため、4桁の数字が必要です。

▽有効期間 発行日から10年間

### ■交付方法を一部変更

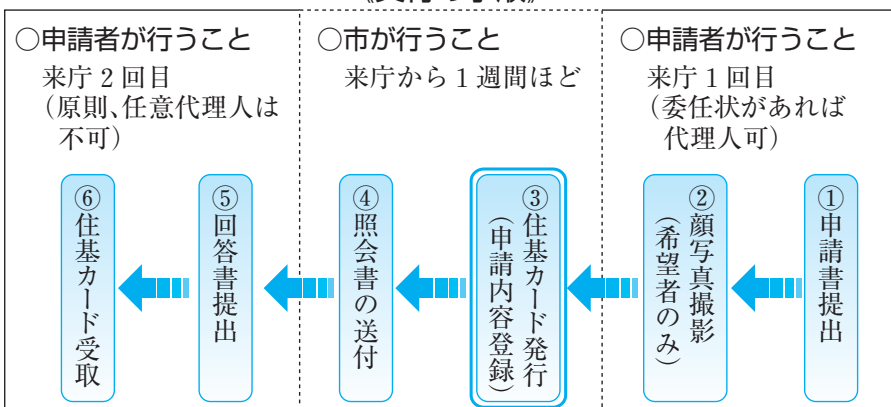
住基カードは即日交付ができなくなりました。

申請のために一度、市役所に来ていただき、後日、市役所から送付する照会書(回答書)を持参の上、再度来ていただくこととなります(下記交付の手順参照)。

迷惑をお掛けしますが、理解と協力をお願いします。



## 《交付の手順》



※申請書の提出は、申請者本人のほかに、法定代理人または任意代理人が行えますので、指定の様式の委任状と顔写真(顔写真付きの住基カードを希望の場合のみ)を持参ください。ただし、病気などの特別な事情のある方以外は、任意代理人による住基カードの受取はできません。

※照会書は、申請書が提出されてから、できる限り1週間以内に送付するようにしますが、申請者が多い場合は送付が遅くなる場合がありますので了承ください。

# 「電子証明書(公的個人認証サービス)」を取得して e-Tax を利用しませんか!

## ■ e-Tax は便利で有利

平成20年分の所得税の確定申告書の提出を、納税者本人の電子証明書を利用して、1月5日から3月16日までの期間内に e-Tax (国税電子申告・納税システム) で行う場合、所得税額から最高5,000円(その年分の所得税額を限度とする)の控除を受けることができます(平成19年分の確定申告で、この税額控除の適用を受けた方は受けられません)。

## ■ 電子証明書の取得が必要

この e-Tax を利用するには、電子証明書の取得が必要です。

### 電子証明書とは

は、住民が安心してインターネットを通じて国や地方の行政機関が行う電子申請・届出などの行政サービスを受けるために利用するもので、都道府県や市区町村からは個人向



けに発行されています。

確定申告時期が近づくと、電子証明書の発行窓口が大変混み合いますので、電子証明書の取得は早めにお申し込みます。

## ■ 電子証明書の取得方法

### ▽発行窓口

- ・市民課市民係または各総合支所市民生活課
- ▽必要なもの
- ・住基カード
- ・本人確認のできる官公署が発行した顔写真付きの身分証明書(運転免許証。顔写真付住基カードなど)
- ▽手数料
- 500円
- ▽有効期間
- 発行日から3年間



## ■ 電子証明書の利用に必要なもの

電子証明書は住基カードの中に入れますので、「ICカードリーダー」という住基カードの情報を読み取るための装置を準備ください。ICカードリーダーは、家電量販店やインターネット販売で購入できます。

※参考価格: 2,500円(4,000円程度)。カードの種類により異なります。

※電子証明書を利用するためのパソコン設定が昨年より大幅に簡素化されました。ぜひ、利用ください。

## ■ 詳細は、次のホームページをご覧ください。

- 【住基カード】 <http://juki-card.com/index.html>
- 【電子証明書(公的個人認証サービス)】 <http://www.jpki.go.jp/index.html>
- 【ICカードリーダー】 <http://www.jpki-rw.jp/>
- 【e-Tax(国税電子申告・納税システム)】 <http://www.e-tax.nta.go.jp/>
- 【e-Tax確定申告特集ページ】 [http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tokushu/](http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tokushu/)

## 《問合せ》市民課市民係

☎21-9015または各総合支所市民生活課

# 1月1日から

# 国民健康保険出産育児一時金を引き上げます

1月1日から、「産科医療補償制度(※注1)」の創設に伴い出産費用の上昇が見込まれるため、市国民健康保険では、同日以降の出産にかかる出産育児一時金を35万円から38万円へ引き上げます。

その原因を分析し、安心して産科医療を受けられる環境整備を目指して創設される制度。公立豊岡病院、公立八鹿病院、日高医療センターは、本制度に加入しています。

## ※注2 登録証

ただし、「産科医療補償制度」に加入していない分娩機関で出産した場合は、これまでどおり35万円を支給します。

産科医療補償制度に加入する分娩機関から、制度の対象者であることを示すために交付されるもの。妊娠5カ月ごろまでに、妊婦に交付されます。

## ■ 申請に必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・印鑑
- ・母子健康手帳
- ・など出生を証明できる書類
- ・振込先(ゆうちょ銀行以外)が確認できるもの
- ・産科医療補償制度の対象となることを示す「登録証(※注2)」(平成21年1月1日以降に出産した方)



出産育児一時金を国保から直接分娩機関に支払う制度です。この制度を利用すると、出産費用から出産育児一時金を差し引いた金額を分娩機関の窓口で支払うことになり、高額の出産費用を用意する必要がなくなります。

申請を希望の方は、事前に問い合わせください。

## ※注1 産科医療補償制度

お産に関連して発症した重度脳性まひに対する補償と、

## 《申込み・問合せ》市民課国民健康保険係

☎21-9061または各総合支所市民生活課